

第18号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、多子世帯の保育料の軽減に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第7項第5号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い，多子世帯の保育料の軽減に係る規定を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

多子世帯の保育料を軽減する場合における支給認定子どもと生計を一にする世帯に属する子どもの要件を次のとおりとする。（別表第1 関係）

改正案	現 行
(1) 小学校，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども	(1) 小学校，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども
(2) 幼稚園のうち，特定教育・保育施設でないものに在園する子ども	(2) 幼稚園のうち，特定教育・保育施設でないものに在園する子ども
(3) 特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども	(3) 特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
(4) 児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども	(4) 児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
(5) <u>児童心理治療施設</u> の通所部に在籍する小学校就学前子ども	(5) <u>情緒障害児短期治療施設</u> の通所部に在籍する小学校就学前子ども

3 施行期日

平成29年4月1日

児童福祉法新旧対照表（平成29年4月1日施行）

（下線部分は、改正部分）

改正後	改正前
<p>第43条の2 <u>児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</u></p>	<p>第43条の2 <u>情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</u></p>

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料				1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料			
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料 (月額)	各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料 (月額)
階層区分	定義			階層区分	定義		
A	生活保護世帯等			A	生活保護世帯等		
B	A階層を除き、当該年度分 (4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	B	A階層を除き、当該年度分 (4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	2,000円			ひとり親世帯等以外の世帯	2,000円
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市	77,100円以下	ひとり親世帯等	3,250円	C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市	77,100円以下
			ひとり親世帯等以外の世帯	6,500円			
C2	度分の市町村民税	77,101円以上 211,200円以下		10,000円	C2	度分の市町村民税	77,101円以上 211,200円以下

改正案				現 行							
C3	所得割の額が次の	211,201円以上 301,000円以下	12,000円	C3	所得割の額が次の	211,201円以上 301,000円以下	12,000円				
C4	区分に該当する世帯	301,001円以上	15,000円	C4	区分に該当する世帯	301,001円以上	15,000円				
2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料				2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料							
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料（月額）		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料（月額）			
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等		0円	0円	A	生活保護世帯等		0円	0円		
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円		
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,000円	4,900円			ひとり親世帯等以外の世帯	5,000円	4,900円		
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500円	4,400円	C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500円	4,400円
			ひとり親世帯等以外の世帯	9,000円	8,800円				ひとり親世帯等以外の世帯	9,000円	8,800円
C2	村民税所得割の額	48,600円以上	ひとり親世帯等	6,750円	6,600円	C2	村民税所得割の額	48,600円以上	ひとり親世帯等	6,750円	6,600円

改正案						現 行					
	が次の区 分に該当 する世帯	67,500円 未満	ひとり親世 帯等以外の 世帯	13,500円	13,200円		が次の区 分に該当 する世帯	67,500円 未満	ひとり親世 帯等以外の 世帯	13,500円	13,200円
C3		67,500円 以上	ひとり親世 帯等	11,000円	10,800円	C3		67,500円 以上	ひとり親世 帯等	11,000円	10,800円
		77,101円 未満	ひとり親世 帯等以外の 世帯	22,000円	21,600円			77,101円 未満	ひとり親世 帯等以外の 世帯	22,000円	21,600円
		77,101円以上 97,000円未満		22,000円	21,600円			77,101円以上 97,000円未満		22,000円	21,600円
C4		97,000円以上 125,500円未満		28,000円	27,500円	C4		97,000円以上 125,500円未満		28,000円	27,500円
C5		125,500円以上 169,000円未満		30,000円	29,400円	C5		125,500円以上 169,000円未満		30,000円	29,400円
C6		169,000円以上 251,000円未満		32,500円	31,900円	C6		169,000円以上 251,000円未満		32,500円	31,900円
C7		251,000円以上 301,000円未満		34,000円	33,400円	C7		251,000円以上 301,000円未満		34,000円	33,400円
C8		301,000円以上 397,000円未満		37,000円	36,300円	C8		301,000円以上 397,000円未満		37,000円	36,300円
C9		397,000円以上		41,000円	40,300円	C9		397,000円以上		41,000円	40,300円
3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料						3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料					

改正案						現 行					
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分				保育料（月額）		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分				保育料（月額）	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等			0円	0円	A	生活保護世帯等			0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等		0円	0円	B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等		0円	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯		5,500円	5,400円			ひとり親世帯等以外の世帯		5,500円	5,400円
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,750円	4,650円	C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,750円	4,650円
			ひとり親世帯等以外の世帯		9,500円				9,300円	ひとり親世帯等以外の世帯	
C2	所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円	C2	所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円
			ひとり親世帯等以外の世帯		15,000円				14,700円	ひとり親世帯等以外の世帯	
C3		67,500円以上	ひとり親世帯等	12,750円	12,500円	C3		67,500円以上	ひとり親世帯等	12,750円	12,500円
			ひとり親世帯等以外の世帯		25,500円				25,000円	ひとり親世帯等以外の世帯	
		77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯					77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯		

改正案					現 行				
		77,101円以上 97,000円未満	25,500円	25,000円			77,101円以上 97,000円未満	25,500円	25,000円
C4		97,000円以上 125,500円未満	35,500円	34,800円	C4		97,000円以上 125,500円未満	35,500円	34,800円
C5		125,500円以上 169,000円未満	43,500円	42,700円	C5		125,500円以上 169,000円未満	43,500円	42,700円
C6		169,000円以上 251,000円未満	54,500円	53,500円	C6		169,000円以上 251,000円未満	54,500円	53,500円
C7		251,000円以上 301,000円未満	60,000円	58,900円	C7		251,000円以上 301,000円未満	60,000円	58,900円
C8		301,000円以上 397,000円未満	71,000円	69,700円	C8		301,000円以上 397,000円未満	71,000円	69,700円
C9		397,000円以上	89,000円	87,400円	C9		397,000円以上	89,000円	87,400円

備考

1～6 (省略)

7 これらの表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合並びに生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び次の各号（法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもに係る保育料を決定する場合にあっては、第1号を除く。）のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）を除く最年長のもの（以下この項において「第2子」という。）が支給認定子どもである場合にあつては同表に規定する保育料の5割の額

備考

1～6 (省略)

7 これらの表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合並びに生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び次の各号（法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもに係る保育料を決定する場合にあっては、第1号を除く。）のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）を除く最年長のもの（以下この項において「第2子」という。）が支給認定子どもである場合にあつては同表に規定する保育料の5割の額

改正案	現 行
<p>(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が支給認定子どもである場合にあっては0円とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども(第3学年の終わりの日までに満9歳に達する子どもに限る。)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在園する子ども</p> <p>(3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども</p> <p>(5) 児童福祉法第43条の2に規定する<u>児童心理治療施設の通所部</u>に在籍する小学校就学前子ども</p> <p>8～10 (省略)</p>	<p>(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が支給認定子どもである場合にあっては0円とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども(第3学年の終わりの日までに満9歳に達する子どもに限る。)</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在園する子ども</p> <p>(3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども</p> <p>(5) 児童福祉法第43条の2に規定する<u>情緒障害児短期治療施設の通所部</u>に在籍する小学校就学前子ども</p> <p>8～10 (省略)</p>